鳥取県告示第691号

平成18年鳥取県告示第239号(鳥取県立県民文化会館の利用料金について)により告示した利用料金に追加することについて、鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する条例(平成5年鳥取県条例第2号)第11条第2項の規定に基づき平成19年8月1日承認したので、当該告示を次のように改正し、同条第3項の規定により告示する。

平成19年8月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改 正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後

..

1 利用料金 (1) 略

(2) 設備利用料

ア及びイ 略

ウ リハーサル室、練習室、展示室及び会議室

	利用料		
施設	設 備 名	設置数	<u>ተሀ/ተነ</u> ተት
リハ	略		
ーサ	マイク(ワイヤレ	4	1本1回に
ル室	ス・ハンド型)		つき
			1,120円
	マイク(ワイヤレ	3	1本1回に
	ス・タイピン型)		つき
			1,220円
	マイク(ワイヤレ	2	1本1回に
	ス・ヘッド型)		つき
			1,220円
	略		
略			
第 1	略		
会 議	マイク(ワイヤレ	<u>4</u>	1本1回に
室	ス・ハンド型)		つき
			1,120円
	マイク(ワイヤレ	3	1本1回に
	ス・タイピン型)		つき
			1,220円
	マイク(ワイヤレ	2	1本1回に
	ス・ヘッド型)		つき
			1,220円
	略	_	

1 利用料金

- (1) 略
- (2) 設備利用料

ア及びイ 略

ウ リハーサル室、練習室、展示室及び会議室

改正前

	、フル主、水自主、	. ルハユ	一人の公成主
	区分	利用料 利用料	
施設	設 備 名	設置数	ተህ/ገጋተተ
リハ	略		
ー サ	マイク(ワイヤレ	2	1本1回に
ル室	ス・ハンド型)		つき
			1,120円
	マイク(ワイヤレ	1	1本1回に
	ス・タイピン型)		つき
			1,220円
	略		
略	1		
第 1	略		
会 議	マイク(ワイヤレ	2	1本1回に
室	ス・ハンド型)		つき
			1,120円
	マイク(ワイヤレ	1	1本1回に
	ス・タイピン型)		つき
			1,220円

	略					略			
	第 3	略				第 3	略		
	会 議	マイク(ワイヤレ	4	1本1回に		会 議	マイク(ワイヤレ	<u>2</u>	1本1回に
	室	ス・ハンド型)		つき		室	ス・ハンド型)		つき
				1,120円					1,120円
		マイク(ワイヤレ	3	1本1回に			マイク(ワイヤレ	<u>1</u>	1本1回に
		ス・タイピン型)		つき			ス・タイピン型)		つき
				1,220円					1,220円
		マイク(ワイヤレ	2	1本1回に					
		ス・ヘッド型)		つき					
				1,220円					
		略			略				
	略				略				
1				備考 略					
2 略	2 略				2 略				

附 則

この告示は、平成19年8月10日から施行する。